

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol. 8 「未適用の会計基準等に関する注記」の開示

「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（以下、遡及基準。）及びその適用指針が平成 23 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正から適用されています。

この遡及基準では新たに「未適用の会計基準等に関する注記」が求められています。今回は「未適用の会計基準等に関する注記」について解説します。

財務諸表等規則（以下、財規。）の第 8 条の 3 の 3 に以下のように規定されています。なお、連結財務諸表規則では、この規定の第 1 項を準用しています。

（財規の規定）-----

第八条の三の三

既に公表されている会計基準等のうち、適用していないものがある場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

- 一 当該会計基準等の名称及びその概要
 - 二 当該会計基準等の適用予定日（当該会計基準等の適用を開始すべき日前に適用する場合には、当該適用予定日）
 - 三 当該会計基準等が財務諸表に与える影響に関する事項
- 2 前項各号に掲げる事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

第 1 項第 2 号の適用予定日について決定していない場合はその旨を記載します（財規ガイドライン 8 の 3 の 3-1-2）。

また、同項第 3 号の財務諸表に与える影響については定量的に把握している場合はその金額を、定量的に把握していない場合には定性的に記載し、影響を評価中である場合はその旨を記載します（財規ガイドライン 8 の 3 の 3-1-3）。

この注記の対象となるのは、基本的には決算日までに公表された会計基準等ですが、決算日後に公表された会計基準等についても注記を行うことが認められています（財規ガイドライン8の3の3）。

直近期においては、平成23年3月25日に企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」等が改正されており、平成25年4月1日以後開始する事業年度から適用されることとなります（早期適用可）ので、「未適用の会計基準等に関する注記」が必要かどうかを検討する必要があります。

この改正で、従来、一定の要件を満たす特別目的会社（以下、SPC。）についてはその出資者及び資産の譲渡者の子会社に該当しないものと推定するとされていましたが、「出資者」が削除され、資産の譲渡者のみに適用されることとなりました（財規8条7号）。従来、SPCの「出資者」に該当するため、当該SPCを連結対象から除外していた会社が、改正後の会計基準等を適用していない場合、重要性が乏しい場合を除いて「未適用の会計基準等に関する注記」の記載が必要になります。

この場合の注記例を示すと以下のようになります（注記のスタイルは、下の例の他項目ごとに箇条書きにすること等も考えられます）。

（注記例） -----

平成23年3月25日に以下の会計基準等が改正されております。

企業会計基準第22号

「連結財務諸表に関する会計基準」

企業会計基準適用指針第15号

「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」

企業会計基準適用指針第22号

「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」

実務対応報告第20号

「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」

当社は平成25年4月1日に開始する事業年度からこれらの会計基準等を適用し、該当する特別目的会社を連結子会社とする予定であります。

なお、これらの会計基準等の適用による影響については現在評価中であります。

(2012/3/23号より)